

令和8年度 教育・保育施設利用のご案内

白鷹町健康福祉課こども家庭センター係

【1. 町内の教育・保育施設の概要】

町内には保育所が2施設、認定こども園が2施設あります。

保育所とは

保護者の就労や疾病等により、家庭において十分に保育ができない乳幼児を保護者に代わって保育し、心身共に健やかに育成することを目的としている児童福祉施設です。

認定こども園とは

就学前の児童に幼児教育と長時間保育を提供するとともに、地域での子育て支援事業を行う施設です。町内の認定こども園は、幼保連携型で幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

【2. 申込み日時と場所】

申込日時 (R8年4月から入所を希望される場合はこの期間内に申込みください)

10月1日(水)～10月31日(金)(土日祝は除く)午前9時～午後5時

※年度途中の利用申し込みの場合は随時受付しております。

申込場所

- ・2号、3号認定：町健康福祉課こども家庭センター係(健康福祉センター内)
- ・1号認定：各保育施設(愛真こども園・よつばこども園)

※1、2、3号認定の説明については、次頁の【4.支給認定の種類】をご覧ください。

【3. 入所までの流れ】

①10月31日まで … 申込みに必要な書類の提出(保護者→町健康福祉課または保育施設)

②11月～12月頃 … 書類審査及び施設との入所調整(町健康福祉課、保育施設)

③12月下旬頃 … 支給認定証等の発送(町健康福祉課→保護者)

④1月下旬～2月上旬 … 一日入園、入園説明会(保育施設→保護者)

⑤4月上旬 … 入園式(保護者、保育施設)

※入所までの流れは変更となる場合があります。

【4. 支給認定の種類】

保育を必要とせず、教育を希望する場合は1号、保護者の就労や疾病等で保育が必要と判断される場合は児童の年齢に応じ2号または3号の認定を受けます。

さらに保育の必要量に応じて保育標準時間認定と保育短時間認定に区分されます。

認定区分	年齢	利用できる施設	利用できる時間
1号認定	満3歳以上	幼稚園・認定こども園(教育部分)	教育標準時間認定
2号認定	満3歳以上	保育所・認定こども園(保育部分)	保育標準時間認定
3号認定	満3歳未満	保育所・認定こども園(保育部分) 家庭的保育・小規模保育・事業所内保育	(最大11時間/日) 保育短時間認定 (最大8時間/日)

【5. 保育の認定基準】

保育所や認定こども園での保育を希望し、利用する場合(2号または3号の認定を受ける場合)には、以下の「保育を必要とする理由」に該当する必要があります。

- ①保護者が就労している。
- ②保護者が疾病もしくは負傷、または精神や身体に障がいを持っている。
- ③同居の親族等を常時介護又は看護している。
- ④災害の復旧に当たっている。
- ⑤虐待やDVのおそれがある。
- ⑥就学している(職業訓練校を含む)。
- ⑦求職活動を継続的に行っている(90日間)。
- ⑧妊娠中・または産後間もない(出産または出産予定日の前2ヵ月及び出産後3ヵ月)。
- ⑨育児休業中(育児休業対象児の出産後1年を経過する日の属する月の末日まで)。
- ⑩その他、やむを得ない事情があると町長が認めるとき。

⑦～⑩の理由に該当する場合は保育の利用期間に制限があります。

(注意)入所可能人数を超える申込みがあった場合、保育の必要性の高さを考慮して利用先を調整させていただくことがあります。

【6. 申込みに必要な書類】

1号認定の場合

- ① 施設型給付費等支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書(児童1人につき1枚)

- ② 発育状況記入表(成長に合わせた保育ができるよう、持病やアレルギー等の有無及び児童の状態や気になること等について、詳しくご記入ください。)

2号、3号認定の場合

- ①施設型給付費等支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書(児童1人につき1枚)
- ②発育状況記入表(成長に合わせた保育ができるよう、持病やアレルギー等の有無及び児童の状態や気になること等について、詳しくご記入ください。)
- ③保育が必要な状況を確認するための書類(保育を必要とする事由に応じて、必要書類を提出してください。兄弟で申請する場合は、1人に原本を添付し、ほかの児童はコピーを添付して提出してください。)

<保育が必要な状況を確認するための書類の一覧>

保育を必要とする事由	申請に必要な書類等
1. 就労	・就労(内定)証明書
2. 就労(自営・農業等)	・就労(予定)状況申告書<自営業・農業等>
3. 妊娠・出産	・申立書 ・母子手帳(表紙及び出産予定日の記入があるページ)の写し
4. 病気	・申立書 ・医療機関が証明する診断書(病気により、児童の保育ができない旨が記載されていること)
5. 障がい	・申立書 ・障害者手帳(等級が確認できるページ)の写し
6. 親族の介護・看護	・申立書 ・医療機関が証明する診断書又は障害者手帳や介護認定証の写し(介護・看護を受ける方) ・1日の介護・看護のタイムスケジュール(介護・看護する方)
7. 求職活動	・申立書 ・雇用保険受給者証やハローワークカードの写し等
8. 就学	・申立書 ・学生証(在学証明書)及び時間割表等の写し
9. 災害復旧	・申立書 ・被災証明または罹災証明書等、被災の事実が確認できるもの
10. その他	・保育を必要とする具体的な状況がわかるもの

【7. 利用施設の変更(転園)及び認定区分の変更を希望される方へ】

現在施設を利用されている方で、転勤や職場の変更等で他施設の利用を希望される場合及び認定区分の変更を希望される場合は、再度申込みをしていただく必要があります。受付期間中に忘れずにお申込みください。

【8. 出生前の仮受付も可能です】

令和8年2月1日までに生まれる予定のお子さんで、4月から保育所等の利用を希望される方も申し込みが可能です。

(申請書のお子さんの名前や生年月日を記入する欄は空欄で提出ください。)

【9. 継続利用を希望される方へ】

現在施設を利用されている方で、令和8年度も引き続き同じ施設の利用を希望される場合は、今回の申込期間内での手続きは必要ありませんが、「現況届」等の提出が必要となります。令和8年1月頃に施設を通じてご案内いたします。

【10. 利用者負担額(保育料)及び給食費】

令和4年4月から町内に在住するすべてのお子様の保育料が無償になりました。

給食費について、主食分は、ご飯の持参、または施設へ直接お支払いいただくことで皆様にご負担を頂きますが、おかず や おやつ等の副食分は免除となります。

【11. 年度途中からの利用を希望される方へ】

令和8年5月以降の利用開始を希望する方の申込受付についても随時受け付けております。利用調整に時間を要するため、遅くとも入所希望月の3か月前までには下記の担当にご相談ください(出生前の仮申し込みも含みます)。

なお、入所を希望される月の施設の状況などにより利用施設を調整させていただくため、希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

担当:白鷹町役場 健康福祉課 こども家庭センター係 大滝 (直通電話)0238-86-0212